

国政選挙における公認・推薦などに関する規則

2023年11月5日地域代表協議会で可決
緑の党グリーンズジャパン規則第12号

(目的)

第1条 この規則は緑の党グリーンズジャパン（以下「この政党」という）が取り組む国政選挙において、その候補予定者に「公認」「推薦」「支持」「支援」を与える基準を定めることを目的とします。

(公認)

第2条 この党の会員であつて、次の要件を満たした候補予定者は運営委員会の承認を経て、その選挙区の定数内において公認を受けることができます。

- (1) 衆議院議員小選挙区選挙・比例代表選挙、参議院議員選挙区選挙については、この政党の政策・社会ビジョンに照らし合わせて、都道府県本部が人格ともに適切と判断したもの。ただし、都道府県本部が設置されていない都道府県においては会員20名以上の推薦人を有するもの。
- (2) 参議院議員比例代表選挙については、必要に応じて、運営委員会が候補予定者と関係の深い都道府県本部と調整を図ること。

(推薦)

第3条 次の要件を満たした候補予定者は、この党との政策協定書を結ぶことを原則として、運営委員会の承認を経て、その選挙区の定数内において推薦を受けることができます。ただし、運営委員会は政策協定書の締結に代わる対応を認めることができます。

- (1) 衆議院議員小選挙区選挙・比例代表選挙、参議院議員選挙区選挙については、この政党の政策・社会ビジョンに照らし合わせて、都道府県本部が人格ともに候補予定者として適切と判断したもの。ただし、都道府県本部が設置されていない都道府県においては都道府県本部の審査は運営委員会が代行します。
- (2) 参議院議員比例代表選挙については、必要に応じて、運営委員会が候補予定者と関係の深い都道府県本部と調整を図ること。

(支持)

第4条 この政党の政策・社会ビジョンを実現するため必要と認める時、その候補予定者の同意を得て、支持を表明することができます。

2. 都道府県本部の提案の場合は運営委員会の承認を経て、また運営委員会の提案の場合は必要

に応じて、候補者と関係の深い都道府県本部と調整を図り決定します。

3. 都道府県本部が設置されていない都道府県を対象となる候補予定者がいる場合は、運営委員会が判断します。

(支援)

第5条 この政党の政策・社会ビジョンを実現するため必要と認められ、「公認」「推薦」「支持」の表明以外の選択肢が望まれる場合、「支援」を表明することができます。

2. 都道府県本部の提案の場合は運営委員会の承認を経て、また運営委員会の提案の場合は必要に応じて、候補者と関係の深い都道府県本部と調整を図り決定します。
3. 都道府県本部が設置されていない都道府県を対象となる候補予定者がいる場合は、運営委員会が判断します。

(申請)

第6条 この政党の「公認」「推薦」を受けようとする候補者は、所定の用紙に必要事項を明記の上、立候補予定地の都道府県本部へ申請しなければなりません。ただし、都道府県本部が設置されていない都道府県に関しては、運営委員会へ直接申請します。なお、「公認」に関しては、所定の推薦人名簿を添付します。

(応援)

第7条 この政党の「公認」「推薦」「支持」「支援」を受けた候補者は、この政党の応援を受けることができます。

2. 候補者のチラシやウェブサイト、選挙公報等の広報物に緑の党の名称やロゴ等を使用するときには運営委員会に事前に相談し、了承を得るものとします。
3. 公認候補者が他政党・政治団体との政策協定や選挙協力覚え書き等を結ぶときには、協議段階から運営委員会に相談し、調印前に了承を得るものとします。

(辞退)

第8条 この政党の「公認」「推薦」を受けた候補者が辞退をする場合、申請した都道府県本部の承認を経なければなりません。ただし、運営委員会へ直接申請した候補者は運営委員会の承認を経るとともに、推薦人に対して説明責任を果たすよう努めなければなりません。

【参考】国政選挙の公認等の条件

		公認	推薦	支持	支援
会員資格		必要	問わない	問わない	問わない
決定の手続き	衆議院議員小選挙区選挙	都道府県本部→運営委員会が決定			
	比例代表選挙	候補者と関係の深い本部→運営委員会が決定			
	参議院議員選挙区選挙	都道府県本部→運営委員会が決定			
	比例代表選挙	運営委員会必要に応じて、候補者と関係の深い本部と調整→決定			
政策協定	衆議院議員小選挙区選挙	不要	原則必要 都道府県本部が結ぶ	不要	不要
	比例代表選挙	不要	原則必要 都道府県本部が結ぶ	不要	不要
	参議院議員選挙区選挙	不要	原則必要 都道府県本部が結ぶ	不要	不要
	比例代表選挙	不要	原則必要 運営委員会が結ぶ	不要	不要